

令和3年度

行政懇談会における質問等の対応状況調査票(第1回)

桑 江 区

桑江区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
4-1	<p>現在の桑江区公民館は、桑江地区体育館の一角に「公民館」として設置され、手狭な環境の中で自治会の各種行事を実施している状況にある。</p> <p>特に、台所設備はお湯を沸かすガスコンロさえ無く、電気ポットやIHコンロで対応している。他の自治会（公民館）が独自に行っている「料理教室」等についても桑江区公民館では開催できないためニライセンター施設を日程調整しているところだが、公民館職員の数、参加者やスタッフの日程とニライセンターとの日程調整がうまくいかず、そこでの開催はほとんど不可能に近い状況にある。</p> <p>したがって、桑江区公民館でこの種の行事をはじめ、各種公民館事業がスムーズに開催できるためにも、是非とも旧北谷消防署庁舎の改修工事を行い、桑江区公民館として利用させていただきたい。</p>	<p>旧北谷消防署については、過去の議会答弁におきまして「今後の利用については、現時点のところ未定となっているが、調理や休憩機能も備わっていることから、特産品や子どもの居場所など世代間交流の場として幅広い活用が見込まれることから、活用案の検討にあたっては参考にしたい」旨回答しているところですが、</p> <p>旧北谷消防署の利活用については、庁内において情報共有を行い、活用方法について検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>旧北谷消防署につきましては、庁内にて情報共有を行い利活用方法について検討してまいりましたが、利活用するにあたっては多額の改修費が想定されるため建物の利活用を断念しております。そのため、旧北谷消防署については建物所有者である比謝川行政事務組合が令和4年度中に解体撤去する予定となっております。今後につきましては、解体撤去後の敷地を北谷町が購入し、敷地の利活用について検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>企画財政課</p>
4-2	<p>桑江公園は昭和59年から今年で37年の長きにわたり区民の健康増進や憩いの場として親しまれているが、特に西側は自然木かと思われる木々が大きくなり、昼でも薄暗く、日が当たらないので滑りやすくウォーキングコースとしては適さなくなりつつある。出来れば展望台がどこからでも見えるぐらいに整備をしていただき、広く町民が活用できるようにしていただきたい。</p>	<p>桑江公園西側付近（桑江公民館近くの池から砂場までの園路）では樹木の枝張りが大きくなり、園路に日の当たりにくい場所が確認できました。公園の指定管理者である北谷地域振興センターと連携しながら、樹木剪定、園路清掃を行い安全にウォーキング等で利用できるように改善してまいります。</p>	<p>令和3年11月剪定済みとなっております。</p>	<p>土木課</p>
4-3	<p>桑江公園西側付近（池のすぐ隣り）に、いつの間にか、「旧字桑江御願所」と記名された御願所が造られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置管理者 旧字桑江郷友会 ・設置許可期間 平成30年10月28日～令和9年10月27日 <p>桑江公園敷地は、北谷町が所有・管理する公用地と認識しているが、同場所に、公的建造物ではないと史料される「御願所」が建設されていることを、一町民として不思議に感じている。</p> <p>当該「御願所」が設置された経緯・理由など、説明をいただきたい。</p>	<p>桑江公園の西側、流れ池の近くに設置された拝所は、旧字桑江御願所（キュウアザ クワエ ウガンジュ）の移設のために整備されたものであります。</p> <p>旧字桑江御願所は、字桑江に所在していた複数の拝所が、米軍による土地接収や返還跡地利用事業等の様々な理由により、キャンプ桑江内に合祀されていたものであります。</p> <p>それぞれの拝所は、古くからの伝統や風習により、豊年祭、安全祈願、健康祈願等の祭事を行ってきた場所に設置されていたものであります。</p> <p>特に、合祀されている拝所の一つである竹山御嶽（ダキヤマウタキ）は、桑江公園内に所在したガマを称したものと言われておりますが、この竹山御嶽は、北谷グスクとも関係が深く、伝承によりますと、谷茶大主（タンチャウフジュ）に攻められた大川按司（オオカワアジ）が逃げ延びた所で、その後、復帰を果たすために潜伏していたといわれるガマであります。</p> <p>このようなことから、町民が歴史に触れ、学習することができる教養施設として位置付け、旧字桑江御願所の移設場所として桑江公園が選定された経緯がございます。</p>	<p>回答のとおり。</p>	<p>土木課</p>

桑江区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
4-4	<p>町道17号線の道路改良や地域の発展に伴い、桑江区の通過交通量等は益々増加しており、交通事故発生が増加も憂慮されている現状にある。 交通事故防止の観点から、早期に以下交差点へのカーブミラーを設置して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・桑江346番地白保方前交差点（桑江郵便局方面から町役場方面へ向かうアクセス道路入り口）・桑江448番地1親里方前交差点（桑江区公民館北側30M）・桑江334番地5ライフサポート前三差路（北谷高等学校正門近く）	<p>現場の状況を確認しながら、カーブミラー設置基準に基づいて設置検討をしていきたいと思いをします。</p>	<p>桑江17号線の箇所については、カーブミラーの設置をしていきたいと思いをします。</p> <p>その他のカーブミラー設置要望箇所は、道路幅員が広い箇所になり、隅切り等もあることから設置基準に該当しないため、設置の必要がないと判断します。</p>	土木課